

## 各種肝炎対策事業の申請に係る変更予定事項について

岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画において、「行政手続オンライン化推進の妨げとなる申請手続等に係る書面・押印・対面については、利用者の環境や利便性等にも十分に配慮しながら、添付書類の削減、押印・対面の廃止等、徹底的な見直しを行う。」としている。

### 1. マイナンバーの利用による添付書類の削減について

肝炎治療特別促進事業における手続については、令和5年7月よりマイナンバーの利用による添付書類（所得課税証明書、保険証の写し）の削減を実施している。利用実績は表1のとおりであった。来年度4月当初より、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて住民票の提出の省略を予定している。

また、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業についても令和6年7月以降に各種添付書類の省略を予定している。

表1 マイナンバーの利用申請件数

	R5年9月	10月	11月	12月
マイナンバー利用申請数(件)	24	20	33	22
利用率(%)	17.5%	16.5%	25.0%	23.2%

	肝炎治療特別促進事業	ウイルス性肝炎患者等の重症化予防事業	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
省略できる添付書類		ア 所得課税証明書 イ 健康保険証の写し ウ 住民票の写し	
適応開始時期	令和6年4月1日 ※	令和6年7月以降	
他の都道府県の状況	20県 (石川県、福井県等)	9県 (石川県、福井県等)	3県 (石川県、福井県等)

※課税証明書及び健康保険証の写しの省略は令和5年7月5日より開始済み

### 2 行政手続オンライン化

「1 マイナンバーの利用による添付書類の削減」の開始以降に開始予定。

(令和6年度から運用予定。)

岐阜県ホームページ上に受付フォームを作成し、マイナンバーの利用及び診断書の画像添付により申請を可能とする見込みである。